

里親支援センター

セルフチェックリスト(指導監査用)

(令和8年度)

施設名							
監査日	令和		年		月		日
職・氏名	職名			氏名			
	職名			氏名			
	職名			氏名			

【 目 次 】

施設運営	(設問①～⑥)	...	4
職員体制	(設問①～⑦)	...	5
事業内容	(設問①～⑦)	...	6
職員処遇	(設問①～⑫)	...	7
経理関係	(設問①～⑤)	...	9

【 根 拠 法 令 等 （ 略 称 ） 】

○法令

略称	正式名称	公布等年月日
児童福祉法	児童福祉法	昭和22年12月12日
社会福祉法	社会福祉法	昭和26年3月29日
設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	昭和23年12月29日
労働基準法	労働基準法	昭和22年4月7日
労働基準法施行規則	労働基準法施行規則	昭和22年8月30日
パート労働法	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成5年6月18日
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則	昭和47年9月30日

○国通知等

略称	正式名称	公布等年月日
児童福祉行政監査通知	児童福祉行政指導監査の実施について	平成12年4月25日
設置運営要綱	里親支援センターの設置運営について（別紙：里親支援センター設置運営要綱）	令和6年3月29日

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【施設運営】	①施設運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ※設備運営基準第13条第1項第2号「その他施設の管理についての重要事項」	☐	☐	☐	設備運営基準 第13条第1項 児童福祉施設(保育所を除く)においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。 1 入所する者の援助に関する事項 2 その他施設の管理についての重要事項
	②職員の資質向上のため、研修の機会を確保しているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第7条の2第2項 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
	③苦情に適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第14条の3第1項 児童福祉施設は、苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
	④職員(かつて職員であった者を含む)が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第14条の2 第1項 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 第2項 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
	⑤定期的に第三者評価を受けるとともに、自ら業務の質の評価を行っているか。				設備運営基準 第88条の9 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
	⑥以下の設備があるか。 ・ 事務室 ・ 里親等及び里子並びに里親になろうとする者が訪問できる相談室等 ・ その他、事業を実施するために必要な設備	☐	☐	☐	設備運営基準 第88条の5 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。 設置運営要綱 3 設備 次の設備を設けるものとする。 (1) 事務室 (2) 里親等及び里子並びに里親になろうとする者が訪問できる相談室等 (3) その他、事業を実施するために必要な設備 ただし、児童福祉施設、その他の社会福祉施設に附置している場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し支えない。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員体制】	①以下の職員が配置されているか。また、専任としているか。 ・里親制度等普及促進担当者(里親リクルーター) ・里親支援員 ・里親研修等担当者(里親トレーナー) ・センター長	☐	☐	☐	設備運営基準 第88条の6 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。 2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 二 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住宅型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 三 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、都道府県知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者 3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 二 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 三 里親等への支援の実施に関して、都道府県知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者 4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 二 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 三 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、都道府県知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者 設置運営要綱 4 職員 里親支援センターには、センターの長のほか、里親制度等普及促進担当者(里親リクルーター)、里親等支援員及び里親研修等担当者(里親トレーナー)を置かなければならない。なお、これらの者はすべて専任とする。
	②里親制度等普及促進担当者は設備運営基準第88条の6第2項の資格要件を満たしているか。	☐	☐	☐	
	③里親等支援員は設備運営基準第88条の6第3項の資格要件を満たしているか。	☐	☐	☐	
	④里親研修等担当者は設備運営基準第88条の6第4項の資格要件を満たしているか。	☐	☐	☐	
	⑤施設長は設備運営基準第88条の7の資格要件を満たしているか。	☐	☐	☐	

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員体制】	⑥施設長は、専任者として常勤しているか。	☐	☐	☐	児童福祉法 第13条第3項 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。 1 都道府県知事の指定する児童福祉司もしくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、または都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者 2 学校教育法に基づく大学または旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの 3 医師 4 社会福祉士 5 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの 6 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの
	⑦施設長、職員が兼務している場合、法令等で認められたものであるか。	☐	☐	☐	社会福祉法 第66条 社会福祉施設には、専任の管理者を置かなければならない。
【事業内容】	①週5日間・平均40時間以上の開所を原則としているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第8条 必要に応じ児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所者の居室及び特有の施設並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。
	②次の業務を全て実施しているか。 - 里親制度等普及促進・リクルート業務 - 里親等研修・トレーニング業務 - 里親等委託推進業務 - 里親等養育支援業務 - 里親等委託児童自立支援業務	☐	☐	☐	設置運営要綱 5 業務内容 里親支援センターは、週5日間・平均40時間以上は開所を原則とし、以下に定める業務を全て実施する。 (1) 里親制度等普及促進・リクルート業務 (2) 里親等研修・トレーニング業務 (3) 里親等委託推進業務 (4) 里親等養育支援業務 (5) 里親等委託児童自立支援業務

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【事業内容】	③里親等へ委託された児童の養育の内容や自立に向けた支援内容等について記載した自立支援計画を児童相談所が策定・定期的な見直しをする際の連携、計画に基づく里親等の養育に対する支援を行っているか。	☐	☐	☐	設置運営要綱 5(3)② ア 里親等へ委託されたこどもの養育の内容や自立に向けた支援内容等について記載した自立支援計画を児童相談所が策定・定期的な見直しをする際に連携を図るとともに、自立支援計画に基づき行われる里親等の養育に対する支援を行うこと。ただし、都道府県等や児童相談所と協議の上、里親支援センターが主体として自立支援計画を策定する場合には、②イに示す事項に留意するとともに…(略) イ 連携に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。 ・自立支援計画は、こども及びその保護者並びに里親等の意向に十分に尊重するとともに、児童相談所及び関係機関の意見や協議などを踏まえ作成されるものであること。 ・自立支援計画は、こどもの養育の内容、こども及び里親等の生活全般についての解決すべき課題、こども及び里親等に対する支援の目標並びに達成時期、こども及び里親等に対する支援の内容並びにその他都道府県知事が必要と認める事項について規定するものであること。 ・自立支援計画を作成した後は、計画が適切に実行されているか十分把握するとともに、目的の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行うなど、定期的(3～4か月に1回程度)に計画の見直しを行われるものであること。
	④里親支援センターが自立支援計画を策定する場合は、児童、保護者、里親等の意向を十分に尊重し、児童相談所、関係機関の意見や協議などを踏まえ作成しているか。	☐	☐	☐	
	⑤里親支援センターが自立支援計画を策定する場合は、定期的(3～4か月)に計画の見直しを行っているか。	☐	☐	☐	
	⑥関係機関と連携し、里親等への委託を円滑に進めるため、都道府県の単位又は児童相談所の単位において、里親委託等推進委員会を開催又は参画しているか。	☐	☐	☐	設置運営要綱 5(3)③ 関係機関と連携し、里親等への委託を円滑に進めるため、都道府県の単位又は児童相談所の単位において、里親委託等推進委員会を開催又は参画すること。なお、里親委託等推進委員会の開催に当たっては、次の(ⅰ)から(ⅳ)に留意すること。 (ⅰ) 里親委託等推進委員会は、児童相談所、里親支援センター、民間フォスティング機関、児童養護施設等及び里親等により構成すること。また、必要に応じて学識経験者や市町村、社会的養護経験者等も加えること。 (ⅱ) 里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親等委託に関する目標を設定すること。 (ⅲ) 里親委託等推進委員会は、事業の実施に当たり必要な助言・指導を行うこと。 (ⅳ) 里親委託等推進委員会は、里親支援事業の実施状況について、第三者による視点からの評価を行うことができること。この場合、委員会の構成員に必ず学識経験者を加えること。 (ⅴ) 里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得たこどもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。
	⑦関係機関との連携を密接に行い、里親等への支援を行っているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第88条の10 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。
	①職員に関する帳簿は整備されているか。 ・出勤簿又はタイムカード ・年休処理簿 等	☐	☐	☐	設備運営基準 第14条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
	②労働条件通知書(雇用契約書)を交付しているか。 明示事項:労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準 就業場所・業務、始業・終業時刻、時間外労働の有無、 休憩時間、休日、休暇、賃金、退職	☐	☐	☐	労働基準法 ・第15条第1項 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。 ・同条第2項 前項の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合は、労働者は、即座に労働契約を解除することができる。
【職員処遇】	③②で明示された労働条件と勤務実態に相違はないか。	☐	☐	☐	パート労働法 第6条第1項 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、労働基準法第15条第1項に規定する省令で定める事項以外のものであって省令で定めるものを文書の交付等により明示しなければならない。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員処遇】	④所定労働時間は1日8時間、週40時間(44時間)を超えていないか。	☐	☐	☐	労働基準法 第32条第1項 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について40時間を超えて、労働させてはならない。 ・同条第2項 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について8時間を超えて労働させてはならない。
	⑤変形労働時間制を採用している場合、1週間あたりの労働時間は法定の範囲内となっているか。 ・1か月単位の変形労働時間制を新規に採用する場合 ⇒就業規則の変更、労使協定の締結により採用する場合は労働基準監督署への届出が必要 ・1年単位の変形労働時間制を新規に採用する場合 ⇒労使協定の締結及び就業規則の変更、労働基準監督署への届出が必要	☐	☐	☐	労働基準法 第32条の2 1か月単位の変形労働時間制とは、1か月以内の一定の期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間(特例措置対象事業場は44時間)以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度 第32条の4・第32条の4の2 1年単位の変形労働時間制とは、労使協定を締結することにより、1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下(特例措置対象事業場も同じ)の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度
	⑥時間外及び休日労働に関する協定(36協定)を締結し、所轄労働基準監督署に届け出ているか。	☐	☐	☐	労働基準法 第36条第1項 使用者は、労働組合または労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、労働基準監督署に届け出た場合においては、協定の定めるところによって労働時間を延長し、または休日に労働させることができる。
	⑦給与から法定外控除を行っている場合、賃金控除に関する協定(24協定)を締結しているか。	☐	☐	☐	労働基準法 第24条第1項 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。また、法令に別段の定めがある場合または当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。
	⑧宿日直がある場合、労働基準法第41条に基づく行政官庁の許可を受けているか。	☐	☐	☐	労働基準法 第41条第1項 この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。 三 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員処遇】	⑨年次有給休暇が適切に付与されているか。	☐	☐	☐	労働基準法 第39条第1項 使用者は、雇入れから起算して6か月継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者に対し、10日の有給休暇を与えなければならない。 (注) 週所定労働日が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者(パート労働者)についても、年次有給休暇の比例付与が必要。ただし、年間の勤務日が48日に満たない場合は不要。
	⑩必要な諸規程が整備され、規程に基づいた運用がなされているか。 (管理規程、就業規則、給与規程の規定と実態との整合性)	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第2-1-(2) 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた運用がなされているか。
	⑪通勤・住宅手当等各種手当が規定され、適正に支払われているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(2)-第2-2-(1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。
	⑫職員の健康診断について、以下の通り実施しているか。 ・ 雇入れ時 ・ 定期健康診断 …… 年1回 ・ 深夜業務(夜勤)を行う者 …… 6ヶ月ごとに1回	☐	☐	☐	労働安全衛生規則 第43条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、健康診断を行わなければならない。 労働安全衛生規則 第44条 事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、医師による健康診断を行わなければならない。 労働安全衛生規則 第45条 事業者は、特定業務従事者に対し、六ヶ月以内ごとに一回、定期に、医師による健康診断を行わなければならない。
【経理関係】	①経理規程に基づき、以下について適切な運用がなされているか。 ・ 小口現金について、保管額が経理規程に定める限度額を超えていないか。 ・ 会計処理(収入または支出)にあたって、経理規程に基づき、「会計伝票」等で処理しているか。 ・ 契約にあたり、入れまたは随意契約を行う場合、経理規程に基づく要件を満たしているか。 ・ 契約にあたり、経理規程に基づき、適正に相見積書を徴収しているか。 ・ 契約にあたり、経理規程に基づき、契約書または請書を作成しているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第2-1-(2) 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【経理関係】	②支出にあたり、業務上必要なものに支出するなど、適切な会計処理が行われているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2“(2)”-第2-1” 措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適正に行われているか。 (1) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。 (2) 会計経理が適切に行われているか。 ア 運営費の請求金額が適正に行われているか。 イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。 ウ 利用者負担金(職員給食費等、延長保育料、一時保育利用料、私的契約児利用料)が適正な額となっているか。 エ 他の会計間の貸借が適正に行われているか。 オ 現金、預金等の保管が適正に行われているか。 カ 内部牽制体制が確立され、適正に行われているか。
	③現金、預金、印鑑等について、適切に保管しているか。	☐	☐	☐	
	④内部牽制体制が確立され、経理事務が適正に行われているか。	☐	☐	☐	
	⑤措置費の弾力運用について、適切な運用がなされているか。 ※「措置費の弾力的運用に係る事前提出資料」により確認。	☐	☐	☐	